

自動車税・自動車税種別割（県税）

自動車を所有している人にかかります。

なお、令和元年10月1日以降は自動車税種別割となります。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

自動車の種類、排気量などによって定められています。主なものは37ページ参照。

◆身体障がい者等（身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者）の減免

- 本人運転 専ら身体障がい者本人の運転で、日常生活の足代わりとして使用される自動車
- 家族運転 同居の親族の運転で、障がい者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省の用に継続して使用される自動車
- 介護者運転 介護者の運転で、専ら障がい者（障がい者のみで生活されている方に限ります。）の通院等の用に継続して使用され、かつ障がい者のためにのみ使用される自動車
- 身体障がい者等の人々が利用するために構造を変更した自動車

これらの自動車については、申請により自動車税が減免されます。減免額には、上限があります。減免の申請は納期限までにしてください。納期限を超過しても翌年の2月末日まで通年の受付を行っていますが、減免額は、申請のあった月の翌月から3月までの月数に応じて月割により計算します。

初めて申請される方は、東部県税局自動車税庁舎（TEL088-641-2323）に事前に具体的な手続きなどをお問い合わせください。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、5月に東部県税局自動車税庁舎から送付される納税通知書により5月31日までに納めます。

4月1日以後に新規登録をした場合には、登録の時に申告し、新規登録をした月の翌月から月割計算した額を納めます。

※平成18年度から、県域を越える自動車の転出入があった場合の月割計算が廃止されました。

他県から徳島県内へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

◆税金の還付

自動車を年度途中で抹消した場合は、月割により税金が還付されます。ただし、移転登録の場合は譲り渡した人にその年度中の全額が課税され、新所有者には、翌年度から課税されます。

◆自動車の登録手続き

自動車の所有権の移転などがあったときには、徳島運輸支局でそれぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録 ●中古車を売ったり、買ったりしたとき — 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき — 変更登録 ●車が古くなったりして使わないとき — 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

徳島運輸支局 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1
☎ 050-5540-2074（登録関係ヘルプデスク）

◆自動車税のグリーン化について

地球温暖化・大気汚染の防止のため、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図ることが目的です。

排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなります。

1 環境負荷の小さい自動車……自動車税が軽減されます。

令和元年度及び令和2年度に新車で新規に登録された次の自動車は、翌年度のみ自動車税率が軽減されます。

自動車の種類	排出ガス要件	燃費要件(※)	軽減措置
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	—	—	概ね75%軽減
プラグインハイブリッド自動車	—	—	
天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準NOx+10%低減	—	
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合	—	
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	平成17年排出ガス基準+75%低減または平成30年排出ガス基準+50%低減	令和2年度燃費基準+30%以上達成	概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準+10%以上達成	

(※) 平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

2 環境負荷の大きい自動車……自動車税が重課されます。

新車新規登録(初度登録)から一定年数を経過した車については、廃車されるまで次の税率が重課されます。

※一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、メタノール、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車(車検証にハイブリッド自動車であることが記載されているもの))は除きます。

対象車	新車新規登録(初度登録)	重課措置
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成20年3月31日まで	概ね15%重課(※)
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成18年3月31日まで	

(※) ただし、バス(一般乗合用を除く。)、トラックについては、概ね10%重課のまま据え置かれます。

◆自動車税年税額一覧表（主なもの）

区 分		年 税 額			
		営 業 用（※1）	自 家 用		
			（※2）		
乗 用 車	総排気量1ℓ以下・電気自動車	7,500円	25,000円	29,500円	
	// 1ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	30,500円	34,500円	
	// 1.5ℓ超～2ℓ以下	9,500円	36,000円	39,500円	
	// 2ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	43,500円	45,000円	
	// 2.5ℓ超～3ℓ以下	15,700円	50,000円	51,000円	
	// 3ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	57,000円	58,000円	
	// 3.5ℓ超～4ℓ以下	20,500円	65,500円	66,500円	
	// 4ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	75,500円	76,500円	
	// 4.5ℓ超～6ℓ以下	27,200円	87,000円	88,000円	
	// 6ℓ超	40,700円	110,000円	111,000円	
ト ラ ク	最大積載量1トン以下	6,500円	8,000円		
	// 1トン超～2トン以下	9,000円	11,500円		
	// 2トン超～3トン以下	12,000円	16,000円		
	// 3トン超～4トン以下	15,000円	20,500円		
	// 4トン超～5トン以下	18,500円	25,500円		
	// 5トン超～6トン以下	22,000円	30,000円		
	// 6トン超～7トン以下	25,500円	35,000円		
	// 7トン超～8トン以下	29,500円	40,500円		
	// 8トン超	29,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに4,700円を加算	40,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに6,300円を加算		
	ク	けん引車	小型自動車	7,500円	10,200円
		普通自動車	15,100円	20,600円	
被けん引車		小型自動車	3,900円	5,300円	
		普通自動車	最大積載量8トン以下 7,500円	10,200円	
		最大積載量8トン超	7,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに3,800円を加算	10,200円に8トンを超える部分 1トンまでごとに5,100円を加算	
貨客兼用車（※3）	最大積載量1トン以下	総排気量1ℓ以下	10,200円	13,200円	
		// 1ℓ超～1.5ℓ以下	11,200円	14,300円	
		// 1.5ℓ超	12,800円	16,000円	
	最大積載量1トンを超 2トン以下	// 1ℓ以下	12,700円	16,700円	
		// 1ℓ超～1.5ℓ以下	13,700円	17,800円	
		// 1.5ℓ超	15,300円	19,500円	
バ ス		一般乗合用	そ の 他		
	乗用定員が30人以下	12,000円	26,500円	33,000円	
	// 30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円	
	// 40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円	
	// 50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円	
	// 60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円	
	// 70人超～80人以下	25,500円	57,000円	74,000円	
// 80人超	29,000円	64,000円	83,000円		
キャンピング車	総排気量1ℓ以下・電気自動車	/		20,000円	23,600円
	// 1ℓ超～1.5ℓ以下			24,400円	27,600円
	// 1.5ℓ超～2ℓ以下			28,800円	31,600円
	// 2ℓ超～2.5ℓ以下			34,800円	36,000円
	// 2.5ℓ超～3ℓ以下			40,000円	40,800円
	// 3ℓ超～3.5ℓ以下			45,600円	46,400円
	// 3.5ℓ超～4ℓ以下			52,400円	53,200円
	// 4ℓ超～4.5ℓ以下			60,400円	61,200円
	// 4.5ℓ超～6ℓ以下			69,600円	70,400円
	// 6ℓ超			88,000円	88,800円

（※1）営業用とは、通常のナンバープレートが緑色のものです。

（※2）令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自動車に限ります。

（※3）貨客兼用車とは、トラックのうち最大乗車定員が4人以上のものです。